

**日本薬局方で使用される生薬基原植物の学名の示す範囲とは**  
**Range of the variation where it is included to the scientific names listing on The**  
**Japanese Pharmacopoeia**

酒井 英二<sup>1</sup>, 田中 俊弘<sup>1</sup> (<sup>1</sup>岐阜薬科大学)

日本薬局方では、生薬の各条は『本品は…』で始まり、その基原を学名で規定している。生薬の基原を明確にするために第十三改正の時に『その他同属植物』の記載が大幅に削除され、基原が一種類あるいは複数種に限定された経緯がある。また第十五改正では、『生薬の基原は適否の判断基準とする』と明記され、学名は生薬を特定するための重要なものとなっている。学名は連続した変異の幅をもつ集団の代表として標本に与えられたものであるが、植物分類学の進歩により種より上の階級については、その取り扱いに種々の見解が生まれている。例えばマシニン(麻子仁)の基原は *Cannabis sativa* L. の果実であり、第十五改正では Moraceae (クワ科) を採用しているが、Cannabaceae (アサ科) とする説もある。また、遺伝子解析により自然交配種が基原となっている生薬の存在も明らかになってきている。そこで、学名が示している範囲について、植物分類学の立場から、生薬を扱う立場からそれぞれの専門家の先生方にお話を頂き、公定書における生薬基原植物の学名の示す範囲について論じたい。